

外国人起業家・海外スタートアップ企業等のビジネスサポート業務委託 実施要領（公募型プロポーザル）

1 案件名称

外国人起業家・海外スタートアップ企業等のビジネスサポート業務委託
(Kobe Global Startup Support)

2 業務内容に関する事項

(1) 業務目的

神戸市では、海外からの外国人起業家等の誘致に取り組んでいる。ひょうご神戸地域は、令和2年（2020年）7月に内閣府「グローバル拠点都市」として選定されており、世界に伍する、多様性のあるスタートアップ・エコシステムの実現に向けて、外国人起業家等の受入環境を整備してきた。令和5年度からは兵庫県が内閣府国家戦略特区「外国人創業活動促進事業」の規制緩和の活用を開始し、神戸市内で創業する外国人へも支援制度拡充が図られる予定となっている。また、新型コロナウイルスの感染拡大防止による入国制限もなくなり、日本市場へ進出意欲のある外国人の入国が増加している。そのような中、外国人起業家等の創業・事業継続支援やビジネスマッチング支援など、市内定着に向けた支援策の整備・拡充が求められている。

本事業は、外国人起業家・海外スタートアップ企業等の日本法人設立を目指す起業家・経営者等（以下、外国人起業家等）を対象として、事業成長と市内定着を目的としたビジネスマッチング、人材獲得・資金調達・行政支援策紹介などの個社支援及び合同マッチングイベントの開催、並びに外国人起業家等の誘致を目的とした海外訪問団の受け入れを実施するものとする。

(2) 概要・業務内容

外国人起業家・海外スタートアップ企業等のビジネスサポート業務
(別紙「仕様書」のとおり)

(3) 事業規模（契約上限額）

金 8,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

(4) 契約期間

契約日から令和7年(2025年)3月31日

(5) 費用分担

受託者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は、契約金額以外の費用を負担しない。

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

(2) 委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受託者の請求に基づき支払うこととする。

(3) 契約書案

別紙（頭書及び委託契約約款）参照

(4) 契約保証金に関する事項

契約保証金の額は、神戸市契約規則第24条第1項の規定により契約金額の100分の3以上の額とします。ただし、神戸市債又は国債の提供をもって契約保証金に代えることができます。また、履行保証保険契約の締結を行った場合、その他、規則第25

条の規定に該当する場合は、契約保証金の納付は免除します。

(5) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4 応募資格、必要な資格・許認可等

次に掲げる条件のすべてに該当すること。複数の事業者等により構成される共同企業体での応募の場合は、共同企業体に参加する全ての事業者等が次に掲げる条件のすべてに該当すること。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生手続き又は再生手続きを行っている者でないこと
- (3) 企画提案時において、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体でないこと
- (5) 暴力団員が役員として経営に関与（実質的に関与している場合を含む）していないこと等「神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第 5 条」に該当しないこと
- (6) 当該委託業務に関する業務目標の達成、計画の遂行及び業務の継続的な実施に必要な組織、人員、設備等を有していること
- (7) 企業、民間団体等、本業務に関する委託契約を神戸市との間で直接契約等できる団体であること

5 スケジュール

- | | |
|---------------|-------------------------------|
| (1) 公募開始 | 令和 6 年(2024 年)3 月 7 日(木) |
| (2) 質問受付締切 | 令和 6 年(2024 年)3 月 22 日(金) |
| (3) 質問に対する回答 | 令和 6 年(2024 年)3 月 29 日(金) |
| (4) 応募書類の提出期限 | 令和 6 年(2024 年)4 月 19 日(金) |
| (5) 事業者選考会 | 令和 6 年(2024 年)4 月 23 日(火)(予定) |
| (6) 選定結果通知 | 令和 6 年(2024 年)4 月下旬(予定) |
| (7) 契約締結・事業開始 | 令和 6 年(2024 年)4 月下旬(予定) |
| (8) 事業完了 | 令和 7 年(2025 年)3 月 31 日 |

6 応募手続き等に関する事項

- (1) 応募書類の提出
 - ア 受付期間 公募開始日から令和 6 年(2024 年)4 月 19 日(金)17 時 00 分迄に電子メールで提出。
 - イ 提出書類
 - ①提案申請書(様式 1)
 - ②企画提案書
 - ③見積額調書(様式 2)及び積算根拠となる明細書(様式自由)
※2(3)記載額を上限とする。
 - ④企業、団体等の概要がわかる資料
 - ⑤共同企業体結成届出書(様式 3)
※共同企業体結成届出書は共同企業体での参加を希望する場合のみ提出すること。
 - ウ 提出先 8(2)記載の提出先
 - オ 提出方法 電子メールによる提出(受付期間内に必着)

- (2) 質問の受付
- ア 受付期間 公募開始日から令和6年(2024年)3月22日17時まで
- イ 提出方法 電子メールにより8(2)提出先に提出すること
- ウ 回答方法 応募者全者に対して、令和6年(2024年)3月29日までに質問内容と回答内容を、本要領を掲載したホームページに掲載する。なお、事実関係の確認など回答することで他の応募者が不利にならない事項については、この限りではない。
- (3) 企画提案書の提出
- ア 企画提案書は、A4版とし、様式は自由とする。
- イ 企画提案書の枚数は、20ページ以内とする。
(表紙・目次を除く/A3は2ページ分換算)とする。
- ウ 企画提案書の必須記載項目は、以下のとおりとする。
- ① 事業実施提案
- ・本事業実施の実施目的
 - ・全体スケジュール・実施手順案
 - ・本業務の具体的な実施内容
 - ・提案内容の優位性(独自性、海外起業家支援・イベント遂行のノウハウ、英語対応体制、海外連携機関や地元企業の活用できるネットワーク等)
- ② 本業務にかかる実施体制・支援体制
- ・責任者や市窓口担当者の明示
 - ・実施体制の中に、ビジネスレベル以上の英語対応が可能な人材を含むこと

7 選定に関する事項

- (1) 選定基準
- 審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。
- ア 業務目的および業務内容の理解度【10点】
- イ スケジュール、実施手順の妥当性【10点】
- ウ 提案内容の実現性【20点】
- エ 提案内容の優位性【40点】
- オ 地元企業に対する加点【10点】
- ※神戸市内に本社を有する場合10点、本社を除き事業活動が行われていることが客観的に判断される事業所を有する場合5点
- ※複数の事業者等により構成される共同企業体での応募の場合は、共同企業体に参加する全ての事業者等の「地元企業に対する加点」の合計点を参加事業者等の数で除した点数
- カ 費用積算根拠の妥当性【10点】
- (2) 選定方法
- ア 本企画提案の審査については、本事業委託選定委員会が行い、その意見を受けて選定する。
- イ 選定委員は、審査基準に沿って企画提案書の審査を行う。
- ウ 審査手順
- ① 開催日時 令和6年(2024年)4月23日(火)午後(予定)
- ② 場所 神戸市役所もしくはオンライン
- ③ 内容・方法 ・企画提案書に関するプレゼンテーション(約15分)
・質疑応答(約10分)
- エ 審査の結果、評価点が最も高い候補者を事業者として選定する。最高得点が複数ある場合には見積金額が低い提案者を選定する。

(3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること
- イ 他の応募者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の応募者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること
- エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

(4) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての応募者に通知し、また、本市ホームページに掲載する。本市ホームページには、選定した事業者名と総得点、他の応募者の総得点を掲示する。

8 その他

(1) 提案に要する費用、条件等

- ア 企画提案書の作成に要する費用は、応募者の負担とする。
- イ 採用された企画提案書は、神戸市情報公開条例に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- ウ すべての企画提案書は返却しない。
- エ 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（神戸市情報公開条例に基づく公開を除く）。
- オ 期限後の提出、差し替え等は認めない。
- カ 参加申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

(2) 提出先、問い合わせ先

神戸市経済観光局新産業創造課 担当：福田、今北

電話：078-984-0293

電子メールアドレス：shinsangyosozo@office.city.kobe.lg.jp